

議案第 63 号

大野市博物館管理運営規則の一部を改正する規則案

令和 7 年 12 月 23 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市歴史博物館の休館日の変更に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会規則第 号

大野市博物館管理運営規則の一部を改正する規則

大野市博物館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
<u>施設</u>	<u>休館日</u>	<u>施設</u>	<u>休館日</u>
大野市 歴史博 物館	(1) 毎週月曜日（月曜日が 祝日法による休日に当たる ときは、その翌日）	大野市 歴史博 物館	(1) 12月27日から翌年 の1月4日までの日 (2) 館内整理の期間
大野市 民俗資 料館	(2) 祝日法による休日の翌 日（その日が日曜日、土曜 日及び祝日法による休日 （以下「休日等」とい う。）に当たるときは、そ の日以降で最も近い日のう ち、休日等及び前号に掲げ る日を除いた日）	大野市 民俗資 料館	(1) 毎週月曜日（月曜日が 祝日法による休日に当たる ときは、その翌日） (2) 祝日法による休日の翌 日（その日が休日等に当た るときは、その日以降で最 も近い日のうち、休日等及 び前号に掲げる日を除いた 日）
	(3) 12月27日から翌年 の1月4日までの日		(3) 12月27日から翌年 の1月4日までの日
	(4) 館内整理の期間		(4) 館内整理の期間

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。